

平成25年7月16日

井上 直樹 殿

〒640-8152
和歌山市十番丁72 カサ・デ・まるのうち201
和ネット 代表 吉田 益夫
TEL:073-499-7231
電気通信事業者届出番号 E 17-2588

回 答 書

貴殿から平成25年7月9日付け文書で送信防止措置依頼のあった次の当該情報の取扱いについて下記のとおり回答いたします。

掲載されている場所:<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1194&sty=1&num=1999>

投稿番号 22、23、24、26、27

掲載されている情報の題名:市の児童公園、実は私有地 寄付と誤認、30年以上使用

(侵害情報等)

侵害しているという権利:名誉毀損

記

(回答内容)

依頼に同意し、平成25年7月16日に送信防止措置を行っている。

(回答の理由)

1. 貴殿送付の送信防止措置依頼に別添されている起訴状(平成24年検第1730号)により、当該情報が貴殿の投稿である事実が確認できた。
2. 貴殿送付の送信防止措置依頼に別添されている略式命令(平成25年(い)第172号)により、当該情報が和歌山簡易裁判所において、名誉毀損であると認定されているのが確認できた。

1、2より、本件について、当該情報は送信防止措置が妥当であると判断したため。

以 上